

福岡市城南区選挙管理委員会  
令和5年3月1日(水)  
午前10時00分から

## 1 議 題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第11号)
- (2) 選挙人名簿に登録する者について (議案第12号)
- (3) 福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について (議案第13号)
- (4) 福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について (議案第14号)
- (5) 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について (議案第15号)
- (6) 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の開閉時刻の変更について (議案第16号)

## 2 その他

- (1) 統一地方選挙における街頭啓発の実施について
- (2) 出前授業の実施内容について
- (3) 次回以降の委員会日程について (予定)
  - 令和5年3月30日(木) 午前10時00分から
  - 令和5年3月31日(金) 午後5時30分から

本文中の略語表記について  
法…公職選挙法  
令…公職選挙法施行令

議題 (1)  
議案第 11 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年3月1日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

1	抹消する者の数	244 人
	内訳 死亡者	56 人
	市外転出者	188 人
2	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3	抹消年月日	令和5年3月1日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) <sup><※1></sup>前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第 30 条の 6 第 2 項の規定による第 30 条の 2 第 3 項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和5年3月1日

1 死亡者

令和5年2月28日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和4年10月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	25	31	56
転出者	101	87	188
計	126	118	244

議題 (2)  
議案第 12 号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年3月1日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

- |   |           |          |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数   | 916人     |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり   |
| 3 | 登録年月日     | 令和5年3月1日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(登録)

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、<sup><※1></sup>登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項（略）において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

<※1>法第19条第2項（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月、12月（(略)「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議題 (3)  
議案第13号

福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和5年3月1日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第144条の2及び福岡県議会議員選挙ポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年福岡県条例第34号)第1条の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)  
(ポスター掲示場)

第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。

3 第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 前各項に規定するもののほか、第1項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10 第3項から第7項までの規定は、第8項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、

準用する。

<※1> 法第143条第1項(要旨)

選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、掲示することができない。

1号から4号 選挙事務所を表示するために使用するポスター類、選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター類、公職の候補者が使用するたすき類、演説会場において使用するポスター類、個人演説会告知用ポスター

5号 選挙運動のために使用するポスター

○福岡県議会議員選挙ポスター掲示場の設置に関する条例(抜粋)  
(設置)

第1条 福岡県議会議員の選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設ける。

2 ポスター掲示場の設置に関する事務は、市(北九州市及び福岡市にあつては区。以下同じ。)町村の選挙管理委員会が行う。

議題 (4)  
議案第14号

福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和5年3月1日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2及び福岡市選挙ポスター掲示場設置条例(昭和58年福岡市条例第5号)第1条の規定による。

---

○公職選挙法第144条の2  
※ 議案第13号参照

○福岡市選挙ポスター掲示場設置条例(抜粋)  
(ポスター掲示場の設置)

第1条 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスター掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設置する。

議題 (5)  
議案第15号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における城南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和5年3月1日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区役所3階大会議室	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘2階多目的ホール	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

○公職選挙法(抜粋)  
(投票所)

第39条【読替後】期日前投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第41条【読替後】市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所を告示しなければならない。

(期日前投票)

第48条の2

6 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。



議題 (6)  
議案第16号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和5年3月1日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘2階多目的ホール	午前10時	午後7時
ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	午前10時	午後7時

2 変更理由

イオンスタイル笹丘2階多目的ホール及びソラリアプラザ1階ソラリアゼファについては、増設設置するものであり、城南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(投票所の開閉時間)

第40条【読替後】期日前投票所は、午前8時30分に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、1の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。

2【読替後】市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその期日前投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第48条の2

6 ※ 議案第15号参照